

小中特別支援学校長 様

教育長

教職員多忙化解消の取組について（通知）

教職員多忙化解消の取組について、次のとおり通知いたします。

つきましては、これらの趣旨を踏まえ、また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、本取組の趣旨を教職員に周知いただくとともに、格別のご指導をお願いします。

記

1 策定の趣旨

学校や児童生徒を取り巻く環境が多様化複雑化するとともに、業務量の多さから教職員の長時間にわたる時間外業務が大きな問題となっている。

こうした現状を改善すべく、平成29年3月に愛知県教育委員会は、「教員の多忙化解消プラン」を策定した。その中で、「教員の長時間労働を改善し、教員が誇りや情熱を失うことなく、意欲・やりがいを高め、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である」としている。そして、「保護者や県民の理解を得ながら、市町村教育委員会、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導など本来の業務に専念できる環境づくりを進める」と述べている。

瀬戸市においては、行事、会議等の見直しなど業務改善を行い、多忙化解消に向けて取り組んできた。しかし、依然として教職員の長時間労働は、解消されていない現状がある。

将来的には中央教育審議会の特別部会が定められたガイドラインにより、勤務時間外の在校時間が月45時間を超過している教員の割合を0%にすることを目標とする。そのためにも瀬戸市教育委員会は、児童生徒のためにも教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できるよう教職員多忙化解消に向けて取り組むこととする。

2 具体的な取組（取組の柱）

① 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

○教育委員会の取組

ア 夏季休業中の学校閉校日の設定

県が設定する「会議・行事を持たない期間」を、対外的な業務を行わない学校閉校日として設定する。（令和元年度は8月13日～16日）

イ 在校時間調査における在校時間管理の徹底及び指導

1ヶ月の在校時間80時間を超えている教員の把握し、必要に応じて長時間労働を改善するように指導する。また、正確な在校時間管理のために、出退勤時間記録の電子化を目指していく。

ウ ストレスチェックの実施

メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックにより、「高ストレス者」と判定された教職員に対して、産業医の面接指導を勧奨する。

○各学校の取組

ア 在校時間の管理と報告

職員からの在校時間報告を管理し、在校時間が80時間を超える教員に対してはその事情を吟味し、過重な負担がかからないよう仕事の分担を見直したり、産業医との面談を設定したりするなど、適切な措置を講じる。

イ 学校開錠・施錠と電話対応時間の設定

学校の開錠時刻を早くとも午前7時、施錠時刻を遅くとも午後8時を原則とし、市教育委員会と連携を図りながら、地域住民・保護者へ周知を図る。また、勤務時間外に電話対応しない時刻を市教育委員会と連携しながら、地域住民・保護者へ周知を図る。

ウ ノー残業デー（定時退校日）の実施

毎月、定時退校日を設定し、この日は、勤務時間終了とともに定時退校することを徹底する。

② 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

○教育委員会の取組

ア 学校事務共同実施のさらなる推進

学校事務共同実施組織を共同学校事務室として改編し、それぞれのグループが、一つの事務室として、機能するよう支援をする。

イ 学校マネジメントに係る研修の実施

校長会議等や研修の場で、多忙化解消に向けて、業務改善やタイムマネジメントに関する研修を進める。

○各学校の取組

ア 教職員の働き方に対する意識改革の推進

校長のリーダーシップの下、教職員一人一人が、時間を有効に活用し、ワーク・ライフ・バランスを大切にしたい意識改革を図る。

イ 学校組織の改編と校務分掌の改善

業務改善の視点から縮小、削減を行うなど必要に応じて見直しを図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかかることがないよう、担当教員の配置換えなど、適切な措置を講じる。

ウ 学校評価における自己評価の検証

教職員は、年度初めに立てる自己の目標や学校経営案の重点目標が達成できるよう努め、教職員評価において自己評価を行う。

エ 事務職員の学校運営への参画

校長は、学校事務を共同実施させ、事務職員の学校運営参画を積極的に進める。学校事務職員は、瀬戸市学校教育組織検討委員会や各グループで取り組み可能な内容について検討する。

③ 部活動指導に関わる負担の軽減

○教育委員会の取組

ア 瀬戸市部活動ガイドラインの策定

スポーツ庁策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」県教育委員会策定の「部活動指導ガイドライン」を踏まえ、瀬戸市における望ましい部活動の在り方を明確にし、魅力ある部活動となるための指針として策定する。

○各学校の取組

ア 学校部活動方針の作成

「部活動指導ガイドライン」（瀬戸市教育委員会策定）により、各学校の「部活動方針」を作成し、それぞれの部については「活動時間」、「休養日」、「年間スケジュール」等を明示し、保護者に周知する。

④ 業務改善と環境整備に向けた取組

○教育委員会の取組

ア 専門スタッフ等の配置

学校支援のための専門スタッフ（特別支援教育支援員・介助員・SSWR・SC・日本語指導員、部活動指導員・地域コーディネーター等）の配置拡充を目指し、教員以外で担う業務の分担を進める。

イ 会議・事業の見直し

瀬戸市教育委員会主催の会議の必要性を検討し、削減を図る。また、研修については、時期や研修内容・方法の見直しを図る。また、事業・行事の統合・縮小を図るとともに、関連団体が主催する事業・行事に対しても協力を依頼する。

ウ 学校への文書の配信・回収方法の簡素化

文書の配信については、全文を送ることを原則としつつ、必要な学校のみ文書を送ったり、調査などを回収する際には、できるだけ電子データでの提出を推奨したりするなど、簡素化を促進する。

○各学校の取組

ア 学校行事の見直しと会議の精選・時間短縮

既存の学校行事の教育的目的、効果、行事の共通性等を再考し、統合・縮減など行事内容の改善に努める。また、会議の精選や時間短縮について検討し、必要最小限のものとなるよう常に見直しを図る。

イ 地域・保護者との連携体制の構築

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、学校・教師が、本来担うべき仕事に取り組むことができるようにするため、学校だけでなく、地域・保護者とともに児童生徒を育てていく体制づくりをする。

ウ 休暇の積極的な取得

休暇の取りやすい職場環境づくりに努める。教職員は、年次休暇の積極的な取得に努め、年間14日以上を取得する。授業後の1時間単位での休暇も積極的に取得する。また、家族休暇も積極的に取得する。